

平成29年3月社会保障審議会です承（持ち回り決議）

資金運用部会の設置について

1. 設置の趣旨

社会保障審議会年金部会が昨年2月8日にとりまとめた「GPIF改革に係る議論の整理」において、年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス強化に向けて、社会保障審議会に新たに会議体を設置し、年金積立金運用に関する重要事項を審議することが提言された。

また、これに基づき、昨年国会に提出され、成立し、本年10月1日に施行される「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」において、厚生労働大臣は、年金積立金管理運用独立行政法人の中期目標の策定、基本ポートフォリオを含む中期計画の認可、法人評価等を行おうとするときは、社会保障審議会に諮問しなければならないこととされた。

以上を踏まえ、社会保障審議会に、年金積立金の管理運用についてご審議いただく専門の部会を設置する。

2. 当面のスケジュール

本年3月に部会を設置し、年金積立金管理運用独立行政法人の役員の任命基準の検討や関連する法令の施行に向けた準備のほか、年金積立金の管理運用に関し必要な事項を順次議論していく予定。